

指発第 71 号
平成23年6月22日

内閣府地域主権戦略室 御中

指定都市市長会

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）について（回答）

平素より指定都市市長会の活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

平成23年6月10日付で依頼のありました「移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）について」に対しまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

指定都市市長会事務局次長 原田

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3

TEL: 03-3591-4772

FAX: 03-3591-4774

E-mail: jimukyoku@siteitosi.jp

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限について（指定都市市長会意見）

1 地域主権・地方分権改革に対する指定都市市長会の考え方

- 住民がより良い行政サービスを受けるためには、住民の声を身近に聞くことができる基礎自治体が包括的に行政サービスを担うことが必要である。
- 基礎自治体であり、かつ、道府県に比肩する行政能力を有し、広域的課題にも対応しつつ、圏域の成長エンジンの役割を担ってきた指定都市は、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国が担わなければならない事務・権限を除き、全ての事務・権限を指定都市に移譲することを求めている。
- 具体的には、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、大都市の市域においては、広域自治体・基礎自治体という従来の二層制の自治構造を廃し、大都市が、道府県の事務・権限も含め、地方の事務・権限とされているもの全てを一元的に担う大都市制度「特別自治市」を創設することを求めている。

2 国の出先機関改革に対する指定都市市長会の考え方

- 出先機関改革に関しては、地方分権改革推進委員会第2次勧告において基本的考え方が示され、地域主権戦略大綱においては原則廃止が明記されたところである。
- 従って、真に国が担わなければならないものを除き、出先機関の事務・権限のうち指定都市区域内のものは指定都市に一元的に直接移譲すべきである。
- しかしながら、現在の状況は極めて不十分であり、出先機関の原則廃止を現実のものとするため、これまで指定都市が要請してきたように、財源と人員の取り扱いを含む具体的な工程を明らかにすべきである。

3 今回の「移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）について」に対して

- 指定都市市長会として、現在の出先機関改革の進捗は原則廃止とは程遠く看過できないとの認識であるため、出先機関原則廃止に向けた具体的工程が明らかになるまでは事務・権限ごとの移譲に向けた具体的協議に入ることは出来ない。